

令和4年9月26日 一般社団法人 全国建設業協会

出口 和則 委員提出資料

厚生労働省「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」ヒアリング資料

1 全国建設業協会の概要

名 称：一般社団法人 全国建設業協会

所在地：東京都中央区八丁堀 2-5-1 03-3551-9396

設 立：昭和23年3月 全国建設業協会設立（任意団体）

昭和30年4月 社団法人全国建設業協会に改組（法人格取得）

平成24年4月 一般社団法人全国建設業協会に改組（現行組織）

会 長：奥村 太加典（(株)奥村組社長）

会 員：47都道府県建設業協会を正会員とし、県協会の傘下に約19,000の会員企業が存在

役 員：理事20人、幹事4人

（全国建設業協会のご案内参照）

2 建設業の現状と課題

- ・ 就業者数については、平成9年をピークに減少。技能労働者の高齢化が進み（60歳以上の高齢者が25.7%）10年後には大量離職が見込まれるもの、若手入職者数は不足。担い手の確保が最大の課題。
- ・ 建設業男性生産労働者の年間賃金総支給額については、近年、徐々に上昇しているものの全産業男性労働者の賃金より低い。
- ・ 公共工事の設計労務単価については、10年連続で上昇。
- ・ 全国建設業協会（以下「全建」という。）として、令和3年度においては、技能者の賃金について概ね3%の賃上げを目指し（建設業4団体の申し合わせ）、会員企業の建設技能者の処遇改善、下請契約での反映等の取組を進める。
- ・ 労働時間については、全産業平均に比べ、年間で340時間以上長く、2019年4月に施行された改正労働基準法で「36協定で定める時間外労働の上限規制」が見直されました。建設業での適用は2024年4月1日、それ以降は、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、特別の事情がなければ、これを超えることができなくなります。労働時間の短縮が緊急の課題となっています。
- ・ 週休2日についても、他産業に比べ導入が遅れており（工事現場における導入に遅れが見られる。全建として「2+360（ツープラスサンロクマル）運動」を展開し、休暇取得促進、労働時間の短縮を進めています。

（別添1国交省資料、別添2全建「働き方改革アンケート」参照）

調査結果②～④

3 会員企業の状況

- 会員に一人親方は存在しないため、その就労状況のデータは保有していないが、会員企業の中心は地域の中小元請建設企業。取扱業務は、土木工事が約6割、建築工事が約1割、その他が約3割（令和3年8月時点）。

4 個人事業者の就労状況

- 全建にはデータがなく、(株)奥村組東日本支社管内の工事所データにて、一人親方が登録されているデータをまとめてみました。結果は圧倒的に建築現場に多く就労しており、要因としては、一般的に建築とは異なり、土木は工種が少なく、施工する構築物も出来高の上げ方も異なります。建築は、三役（とび土工・鉄筋工・型枠工）は少なく、内装工事・電気設備工事・給排水設備工事等の分業発注しやすい工種に集中する傾向が強いと思われます。

（別添3 個人事業主の就労状況【奥村組東日本土木・建築集計表】参照）

5 個人事業者の工事現場への入場要件

- 国土交通省（以下、国交省という）から、元請企業においては、社会保険未加入である建設企業を下請企業として選定しないこと等の要請を受けており（令和4年3月30日付け、国不建キ第39号「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」通知）、社会保険の適正加入の促進を図っています。当該ガイドラインにおいて、国交省（建設業界）独自の基準により「建設業において認める一人親方の姿」が確立されていくものと考えています。
（適正と認められないいわゆる一人親方については、個人事業主としては求められず現場入場ができなくなる。）

（別添4、国交省資料参照）

6 元請企業の役割等

- 労働安全衛生法等の遵守は、もとより、上記4のガイドラインにおいて、元請企業については、①一人親方が工事を請け負う個人事業主として現場に入場するのか、実態が雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として現場に入場するのかを確認すること。②下請企業が行った一人親方との業務請負契約に疑義がある場合には、下請企業に対し関係書類（再下請通知書、請負契約書）の提出を求め内容を確認することとなっている。確認にあたっては、国交省作成の「自己診断チェックリスト」を参考にすることとなっています。

また、その結果に応じて、労働者性が高い一人親方には、直近の請負契約事業主に対して、契約の見直し、雇用契約への変更を促し、個人事業主として適正であると考えられる場合には、元請企業は適切な「施工体制台帳・施工体系図」を作成することとなっている。（建業法第24条の8、同法施行規則第14条の2参照）

- 他の業界も同様に元請や協会（団体）として規制される法令等はあると思います。しかし、建設業においては、建設業法や他の法令等に順じた独自のルールがあり、ヒアリングを聞かせていただき有難いと思うとともに、建設業との大きな異なりを感じると同時に、ここまで異なる他の業界を一つの検討会ではなく、その業界が抱えるステージに近いものをグループ化すれば良かったのではないかと考えます。

7 労働災害の発生状況

- 建設業における労働災害の発生状況については、死亡災害は令和2年までは減少傾向にあったが、令和3年は増加している。死傷災害についても同様の傾向が見られる。事故の型別では、死亡災害・死傷災害とも「墜落・転落」が多い。

（別添5、厚労省「令和3年労働災害発生状況」参照）

- 建設業における一人親方等（一人親方に中小事業主、役員、家族従業者加えた）の死亡災害発生状況については、足場からの墜落・転落が大半を占める。一人親方についても同様の傾向が見られる。

（別添6、厚労省「建設業の一人親方等の死亡災害発生状況（令和3年）」参照）

- 個人事業主等の災害発生状況については、現状は完全に把握されていない。
労働者が被災し、休業や死亡した際に所轄監督署に届け出る「労働者死傷病報告」が個人事業主等には提出する義務がなく、把握は労災保険の特別加入制度を利用し申請してきた件数のみ集計されている。また、その加入率は低いいため、単純に労働者と比較して良いかと思われる。
今後、個人事業主等に対する安全衛生対策を継続して検討していくならば、データとして一番の基となる個人事業者等の全体数の把握、「死傷病報告」提出の義務化、労災保険の特別加入制度の義務化は検討すべき必須事項と考えています。

8 個人事業者等の安全衛生管理

- 上記3のとおり会員企業に一人親方は存在しないが、建設業における重層下請構造の作業において、一人親方が個人事業者として請負契約締結し、現場に入場することもあります。この場合、会員企業は元方事業者（特定元方事業者）として、労働安全衛生法第29条等に基づく対策を講じ、個人事業者等の安全衛生管理に努めています。
労働政策審議会安全衛生分科会においても小職が発言したとおり、建設業では元請企業として、労働者と個人事業者等を区分した安全衛生管理は行っていません。
- 全建においては厚生労働省から示される労働関係諸法令の改正内容、新たな制度等について会員企業への周知、啓発を行っています。

9 個人事業者に対する労災補償

上記7のとおり一人親方が個人事業主として現場に入場することがあるため、労働災害が発生した場合に備えて、全建において労災保険の特別加入制度の周知を図っている。

しかしながら、同制度については、保険料金が高い、加入手続きが複雑であるなどの問題があるため、より簡単に、より適正な補償金額に加入し易くなるよう検討いただきたい。

10 建設業における個人事業者等の課題

- これまで、労働安全衛生法による保護対象者は雇用労働者であったものが、今回、同法による保護対象として検討している者にも適用が拡大される。同対象者に労働災害が発生した場合の建設業における元請責任、労災補償（特別加入制度の周知等）のあり方についても本検討会において検討すべき事項ではないでしょうか。

ヒアリング内容をお聞きしていると、事務委託をすることで特別加入の手続きや更新の手続きなどをしてもらえ、同時に雇用労働者がいればその分の保険加入手続きも行えるメリットがある一方で、保険料以外にも事務手数料などを負担しなければならないこととなりますので、金銭的な負担が増えるというデメリットがあります。AIやICTが叫ばれる昨今、民間企業とも連携を模索し、従来の特別加入団体や団体が事務処理を行うことが出来る区域の枠をなくすなど、思い切った方針を立てなければ、特別加入者数は伸びないと思われます。

- 新たに労働安全衛生法による保護対象者を労働者以外の個人事業者等も含めるならば、個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方、労働災害を防止するために対象とする者に対しても、何らかの安全衛生教育・研修を実施すべき方策を検討すべきと考えます。

特に、日々忙しく、飛び回る個人事業者等を集めるための支援や展開方法もまた併せて検討すべき事項です。個人事業者等が元請企業と直接契約を締結する1次会社と契約していれば元請企業が促す効果も高いが、2次以降になると元請企業と直接契約のない、下請企業と契約している個人事業者等の場合は、元請が促す効果は低いと考えられます。

- 本検討会において、建設業の特殊性についても特段のご理解・ご配慮をお願いいたします。

全国建設業協会の目的と事業活動

全建は、47 都道府県建設業協会と一体となり、
地域建設業が引き続き誇りを持って
活躍できる環境を整備しています

一般社団法人全国建設業協会（通称・全建、National General Contractors Association of Japan）は、47 都道府県に亘って約 1 万 9 千社の建設企業が、各都道府県の地域ごとにそれぞれ建設業団体を組織し、これらの地域建設業団体が全建の会員を構成しています。従って各都道府県建設業協会が結集して構成する全国的組織が全建です。

本会傘下の 47 都道府県建設業協会の会員企業は、主として土木一式工事業および建築一式工事業を営む建設企業で構成され、施工高、技術力等が国際的水準においても高位にある大企業から、中堅、中小企業層に亘るわが国の代表的建設企業を網羅しており、全国津々浦々に元請企業ネットワークを張っている唯一無二の団体です。

全建の事業活動は、総合建設企業で組織する各都道府県の建設団体を結集し、建設業を経済的、社会的、技術的に向上させることで、建設業の健全な発展を図り、併せて公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

本会ではこの目的を達成するため、現在、6 の常置委員会（6 頁参照）を通じて、建設業の経営の改

善および技術の向上、並びに環境・安全対策の推進、建設業に関する法制および施策、人材の確保・育成および労働災害防止や建設業の働き方のあり方に関する調査・研究を進めています。また、建設業界共通の問題・喫緊の課題を捉え、これらの解決を目指すことで建設業界のみならず、広く公共の福祉の増進に寄与するため、政府・国会等への提言、要望活動を行うなど、会員である都道府県建設業協会はもとより、建設関係諸団体と緊密な連携を確保しつつ事業活動を推進しています。

また、毎年 7 月を「建設業社会貢献活動推進月間」と定めて、各都道府県建設業協会並びに地域建設企業が取り組む災害時の応急復旧活動始め、様々な社会貢献活動の推進と、建設業の CSR、社会的使命の重要性に関する啓発並びに広報活動に努めています。

本会の主な事業活動、提言等につきましては、機関誌である『全建ジャーナル』と本会ホームページ（<http://www.zenken-net.or.jp>）において広く紹介しています。

本会の沿革

本会の前身は、遠く1919年（大正8年）12月の日本土木建築請負業者連合会の創立にはじまります。その後、名称や組織の変更を重ねつつ、戦時中は統制組合、戦時建設団などの時代を経て終戦を迎え、戦後は日本建設工業統制組合、日本建設工業会とその活動が引き継がれましたが、1948年3月、当時、業界最大の全国団体であった同工業会が閉鎖機関に指定されました。

このため、同工業会の各地方支部は地域業者団体として、それぞれ改組再出発して現在の各都道府県建設業協会となりました。同時に全国的な建設業者団体が一刻たりとも空白状態にあることは許されないと、中央においても、工業会時代の統制組合

的機能と経済行為を除いた上で、共同の調査研究や情報交換を中心に全国の建設業者団体の大同団結をはかるため、全国組織の中央団体として、まず任意団体全国建設業協会が同年3月16日に新発足いたしました。

以来、全建の通称で親しまれながら、1955年4月1日には社団法人の許可を得、2012年4月1日からは公益法人制度改革により、一般社団法人へ移行して現在に至ります。これまで15代の会長が就任し、2018年には設立70周年、翌2019年には前身組織創立から100周年を迎えた全国規模の建設業団体であります。

全国建設業協会設立趣意書

日本の民主化のために、建設業界もまた旧態を一新し、過去と絶縁した同業者の団体が全国各地に新しい理念と構想をもってそれぞれ新出発しつつあることは、洵に慶賀にたえないところであるが、社会生活における公衆の福祉を保障し、これを増進する根底をなす建設業を、健全に発展させ、その社会的使命を完遂させるためには、どうしてもこれにふさわしい全国的な組織が必要欠くべからざるものであることはいうまでもない。

特に戦禍に喘いでいる国民生活を再建し、その文化と生活の水準を向上させるために、建設業界に負

荷された任務の重大であることを自覚し、進んでその責を果すべき建設業界が、今や寒くすべき危機に直面している現実を直視するとき、われわれは全国の建設業者の団結の力を発揮すべき強力なる団体を即時に結成し、最上最善の意欲と努力をもって所期の成果を挙げなければならないことを痛感する。

茲に別紙定款に示す通り全国の建設業者の団体を大同団結せしめて、この協会を設立しようとする所以である。深甚なる協賛を切に熱望してやまない。

昭和23年3月16日

設立時の役員

〔理事〕	清水 康雄	錢高 輝之	大林 芳郎	松村 雄吉
	菅原 通済	安藤清太郎	石田 充親	大島 義愛
	門屋 盛一	吉田 英一	地崎宇三郎	染木 正夫
	松尾嘉右衛門	長村清之助	熊谷太三郎	藤本賢太郎
	逢沢 寛	戸田利兵衛	田中 勇雄	鴻池 藤一

〔監事〕	荒井惣太郎	藤田 定市	松浦勇太郎
------	-------	-------	-------

全建と建設業界の動き

西暦	全建の動き	建設業界の動き・大規模災害等
1948	全国建設業協会設立(京橋室町、38団体約5,000企業)	建設省発足
1949	「建設ビル竣工」(中央区西八丁堀)	建設業法制定、建設業法による大臣登録153社
1950		建設工事標準請負契約約款決定
1955	社団法人全国建設業協会に改組、東京建設会館竣工	
1956	全建事務所を現在の東京建設会館へ移転	
1959		伊勢湾台風
1961	公共工事適正単価確保全国建設業者大会	
1962	月刊機関誌「全建ジャーナル」創刊	
1964		東京オリンピック
1970	建設労災補償共済制度が全建と共済団の特約により発足	大阪万国博覧会 建設業法改正
1978	全国建設業協会設立30周年	中審審が改正公共工事標準請負契約約款を決定
1986		建設省「21世紀への建設産業ビジョン」作成
1991		[431兆円の公共投資基本計画]実施
1994	「建設企業(団体)行動憲章」策定	公正取引委員会「入札ガイドライン」公表
1995		阪神・淡路大震災、建設省「建設産業政策大綱」発表
1996	「全建将来ビジョン」策定	
1998	全国建設業協会設立50周年	建設省「建設産業再生プログラム」策定、PFI推進法
1999	全国建設業協会創立80周年	
2000		三宅島噴火、公共工事入札契約適正化法
2001	雇用情報ネットワークシステム構築	国土交通省発足
2003	ダンピング受注を排除するための方策を提言	
2004		新潟県中越地震
2005	「災害対策行動指針」改定	品確法
2006	「建設業社会貢献活動推進月間」制定	
2007	「建設企業(団体)行動憲章」改定	国土省「建設産業政策2007」策定、能登半島沖地震・新潟県中越沖地震
2008	土木建築殉職者慰霊塔改修(1937年建立)	
2011	「全建ジャーナル」創刊50周年(通巻600号)	国土省「建設産業の再生と発展のための方策2011」策定、東日本大震災、紀伊半島大水害
2012	一般社団法人全国建設業協会に改組、「全建将来ビジョン」策定	九州北部豪雨、国土省「建設産業の再生と発展のための方策2011+2012」策定
2013	「全建災害対策行動指針」改定	国土強靱化基本法
2014	土木積算基準見直し要望→一般管理比率、現場管理費率20年ぶり見直しへ	国土省「国土のグランドデザイン2050」策定、担い手三法、8月豪雨
2015	「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」策定、「建設業における女性の活躍の場の拡大へのロードマップ」策定、指定公共機関への指定、東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業からの暴力団排除宣言	関東・東北豪雨、国土省i-Construction提唱
2016	中央防災無線網整備	熊本地震
2017	「働き方改革行動憲章」策定	国土交通省「建設産業政策2017+10」策定
2018	全国建設業協会設立70周年、「今後の働き方改革への取組について」決定、「地域建設業将来展望」策定	西日本豪雨、北海道胆振東部地震
2019	全国建設業協会創立100周年	新・担い手三法、房総半島台風・東日本台風
2020	「地域建設業における女性の定着促進に向けたロードマップ」策定	新型コロナウイルス感染症のパンデミック、7月豪雨



東京建設会館竣工の新聞記事(1955年5月)



土木建築殉職者慰霊塔

全国建設業協会歴代会長



安藤清太郎
(昭和23. 3.16~29. 4.21)



清水康雄
(昭和29. 4.21~35. 4.27)



大林芳郎
(昭和35. 4.27~39. 4.27)



大島義愛
(昭和39. 4.27~42.11. 4)



地崎宇三郎
(昭和42.12. 5~47. 5.29)



鴻池藤一
(昭和47. 5.29~53. 5.24)



戸田順之助
(昭和53. 5.24~59. 5.24)



奥村俊夫
(昭和59. 5.24~61. 5.20)



(再) 鴻池藤一
(昭和61. 5.20~平成2. 5.23)



藤田 晋
(平成2. 5.23~ 8. 5.22)



錢高一善
(平成8. 5.22~14. 5.23)



前田靖治
(平成14. 5.23~20. 5.29)



浅沼健一
(平成20. 5.29~26. 5.28)



近藤晴貞
(平成26. 5.28~令和2. 6.30)



奥村太加典
(令和2. 6.30~現会長)

歴代代表者・会長在任期間

本会の前身団体の歴代代表者

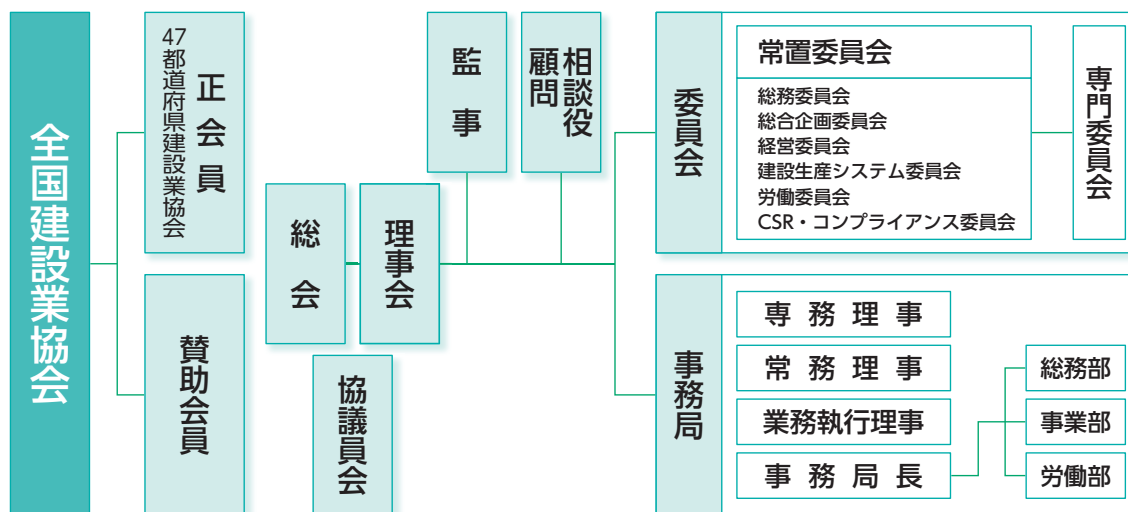
団体名	代表者	就任-退任	組織変更・認可
日本土木建築請負業者連合会	菅原 恒覧	(大正 8年12月 4日 11年11月15日	任意団体
同	清水 釘吉	(11年11月16日 14年11月21日	同
同	大林 義雄	(14年11月22日 昭和 3年10月23日	同
同	鹿島 精一	(3年10月24日 6年10月22日	同
同	竹中 藤右衛門	(6年10月23日 9年11月 1日	同
日本土木建築請負業連合会	竹中 藤右衛門	(9年11月 1日 12年10月16日	任意団体名称変更
同	原 孝次	(12年10月16日 13年12月 1日	任意団体
日本土木建築業組合連合会	原 孝次	(13年12月 1日 16年 3月21日	任意団体名称変更
日本土木建築工業組合連合会	原 孝次	(16年 2月10日 17年 6月22日	工業組合法による団体
同	逢沢 寛	(17年 6月22日 19年 3月31日	同
日本土木建築統制組合	鹿島 精一	(19年 2月 7日 20年 4月 1日	商工組合法による団体
戦時建設団	加藤 恭平	(20年 3月28日 20年10月 1日	建設団令による団体
日本建設工業統制組合	竹中 藤右衛門	(20年11月 22年 2月	商工組合法(法律廃止による改組) による団体
日本建設工業会	竹中 藤右衛門	(22年 3月 23年 3月	任意団体(3月1日閉鎖)

全国建設業協会の歴代会長

団体名	会長	就任-退任	組織変更・認可
全国建設業協会	安藤 清太郎	(昭和23年 3月16日 29年 4月21日	任意団体 (昭和23年3月16日設立総会)
社団法人全国建設業協会	清水 康雄	(29年 4月21日 35年 4月27日	社団法人に組織変更 (昭和30年3月7日)※同年4月1日認可
同	大林 芳郎	(35年 4月27日 39年 4月27日	
同	大島 義愛	(39年 4月27日 42年11月 4日	
同	地崎 宇三郎	(42年12月 5日 47年 5月29日	
同	鴻池 藤一	(47年 5月29日 53年 5月24日	
同	戸田 順之助	(53年 5月24日 59年 5月24日	
同	奥村 俊夫	(59年 5月24日 61年 5月20日	
同	鴻池 藤一	(61年 5月20日 平成 2年 5月23日	
同	藤田 晋	(2年 5月23日 8年 5月22日	
同	銭高 一善	(8年 5月22日 14年 5月23日	
同	前田 靖治	(14年 5月23日 20年 5月29日	
同	浅沼 健一	(20年 5月29日 24年 3月31日	
一般社団法人全国建設業協会	浅沼 健一	(24年 4月 1日 26年 5月28日	一般社団法人認可
同	近藤 晴貞	(26年 5月28日 令和 2年 6月30日	
同	奥村 太加典	(令和 2年 6月30日 現会長	

全建機構図／常置委員会

全建機構図



常置委員会

総務委員会

①定款その他諸規程、②事業計画および予算・決算、③会費の基準、④公共事業関係費の確保、⑤建設工事・施設見学会等、⑥広報活動、⑦建設関係功労者の表彰審査、⑧災害時の対応、⑨その他各委員会に属さない事項—などの各項に関する事項

総合企画委員会

①中建審等による制度改革に対応する会員企業発展のための施策の総合的企画・検討、②入札・契約制度、③建設関連法改定、④その他基本的問題—などの各項に関する事項

経営委員会

①建設業の経営改善、合理化、②建設業の税制、③建設労務資機材の需給対策等、④その他建設業の経営—などの各項に関する事項

建設生産システム委員会

①建設工事の積算、②建設工事の各種施策、③建設工事における生産性、技術の向上、④請負工事契約約款、⑤建設副産物対策の推進、⑥その他建設工事、環境・安全対策、イメージアップ—などの各項に関する事項

労働委員会

①人材の確保・育成、②労働災害の防止、③労働条件・職場環境の改善・整備、④労働福祉対策、⑤建退共問題、⑥その他建設労働—などの各項に関する事項

CSR・コンプライアンス委員会

①企業の社会的責任 (CSR)、②企業倫理、関係法令の遵守、③その他 CSR・コンプライアンス—などの各項に関する事項

役員 (2020年6月末現在)

会長・代表理事

奥村 太加典 (全国建設業協会会長)
(株)奥村組社長

副会長 ※は代表理事

今井雅則* (東京協会会長) 千葉嘉春 (宮城県協会会長) 竹内 茂 (富山県協会会長)
(戸田建設(株)社長) (沼田土建(株)社長) (株式会社) (新潟中興業社長)

荒木 雷太 (岡山県協会会長)
(株)荒木組代表取締役

理事

岩田圭剛 (北海道協会会長) 青柳 剛 (群馬県協会会長) 浅野正一 (山梨県協会会長)
(岩田地崎建設(株)社長) (沼田土建(株)社長) (昭和建設(株)会長)

寺田光宏 (東京協会副会長) 乘京正弘 (東京協会副会長) 松嶋 潤 (東京協会副会長)
(東急建設(株)社長) (飛鳥建設(株)社長) (鹿島建設(株)専務執行役員)

藤本和久 (愛知県協会会長) 松田 隆 (兵庫県協会会長) 蔦田守弘 (大阪協会会長)
(矢作建設工業(株)会長) (株)松田組社長 (株)鴻池組社長)

今西邦夫 (大阪協会副会長) 森田紘一 (香川県協会会長) 友岡孝幸 (大分県協会会長)
(株)今西組社長 (株)合田工務店社長 (株)友岡建設社長)

藤田 護 (鹿児島県協会会長)
(株)藤田建設興業(株)社長

監事

松井隆弘 (東京協会理事) 石津健光 (茨城県協会会長) 山野 稔 (三重県協会会長)
(松井建設(株)社長) (茨城常総開発工業(株)会長) (株)山野建設社長)

井上一人 (井上会計事務所)
税理士

専務理事・代表理事

山崎篤男 (事務局)

常務理事・事務局長

若山勝行 (事務局)

業務執行理事

高森洋志 (事務局)

相談役

奥村俊夫 (全建8代目会長) 錢高一善 (全建11代目会長) 前田靖治 (全建12代目会長)
(株)奥村組元顧問 (株)錢高組会長 (前田建設工業(株)社友)

近藤晴貞 (全建14代目会長)
(西松建設(株)特別顧問)

顧問

山内隆司 ((一社)日本建設業連合会会長)
(大成建設(株)会長) 脇 雅史 (脇雅史政策研究会代表)

協議員 (2020年6月末現在)

- 坂 敏 弘 (北海道協会副会長
勇建設(株)会長) 植木 義明 (新潟県協会会長
(株)植木組社長) 由宇正 実 (鳥取県協会会長
大和建設(株)社長)
- 鹿内 雄二 (青森県協会会長
(株)鹿内組社長) 木下 修 (長野県協会会長
木下建工(株)代表取締役) 中筋豊通 (島根県協会会長
(株)中筋組社長)
- 向井田 岳 (岩手県協会会長
刈屋建設(株)社長) 久保田 一成 (岐阜県協会会長
久保田工務店会長) 逢澤 寛人 (岡山県協会副会長
アイサウ工業(株)社長)
- 佐々木 宏明 (宮城県協会副会長
(株)橋本店社長) 石井 源一 (静岡県協会会長
(株)石井組会長) 檜山 典英 (広島県工業協会会長
(株)瀧治組社長)
- 村岡 淑郎 (秋田県協会会長
村岡建設工業(株)会長) 渡邊 清 (愛知県協会副会長
名工建設(株)社長) 井森 浩視 (山口県協会会長
井森工業(株)会長)
- 澁谷 忠昌 (山形県協会会長
渋谷建設(株)会長) 竹上 亀代司 (三重県協会副会長
丸亀産業(株)社長) 朝倉 一郎 (香川県協会副会長
光工業(株)代表取締役)
- 長谷川 浩一 (福島県協会会長
堀江工業(株)社長) 山本 隆 (富山県協会副会長
山本建設(株)会長) 川原 哲博 (徳島県協会会長
木沢建設(株)代表取締役)
- 秋山 光伯 (茨城県協会副会長
(株)秋山工務店代表取締役) 平 櫻 保 (石川県協会会長
みつほ工業(株)会長) 久保 陽生 (愛媛県協会会長
(株)久保建設代表取締役)
- 谷黒 克守 (栃木県協会会長
(株)谷黒組会長) 坂川 進 (福井県協会会長
坂川建設(株)代表取締役) 吉村 文次 (高知県協会会長
(株)轟組社長)
- 篠原 宗應 (群馬県協会副会長
瑞穂建設(株)会長) 桑原 勝良 (滋賀県協会会長
(株)桑原組社長) 松本 優三 (福岡県協会会長
(株)松本組社長)
- 伊田 登喜三郎 (埼玉県協会会長
伊田テクノス(株)会長) 小崎 学 (京都府協会会長
(株)ミラノ工務店社長) 松尾 哲吾 (佐賀県協会会長
松尾建設(株)社長)
- 畔 蒜 毅 (千葉県協会会長
(株)畔蒜工務店代表取締役) 竹中 統一 (大阪協会相談役
(株)竹中工務店名誉会長) 谷村 隆三 (長崎県協会会長
(株)星野組会長)
- 葉山 莞児 (大成建設(株)特別顧問) 銭高 久善 (大阪協会理事
(株)銭高組社長) 土井 建 (熊本県協会会長
(株)土井組会長)
- 池上 一夫 (株)長谷工コーポレーション社長) 中道 正伸 (大阪協会理事
(株)中道組代表取締役) 藤田 三吉 (大分県協会副会長
新成建設(株)社長)
- 中西 隆夫 (前田建設工業(株)
代表取締役専務執行役員) 増田 和仁 (兵庫県協会副会長
協同建設(株)代表取締役) 藤元 建二 (宮崎県協会会長
(株)藤元建設代表取締役)
- 松尾 文明 (神奈川県協会会長
(株)松尾工務店社長) 山上 雄平 (奈良県協会会長
(株)山上組会長) 山口 克典 (鹿児島県協会副会長
ヤマグチ(株)社長)
- 櫻井 義明 (山梨県協会副会長
堀内土建(株)社長) 中井 賢次 (和歌山県協会会長
(株)中井組会長) 津波 達也 (沖縄県協会会長
(株)屋部土建社長)

都道府県建設業協会長（2020年6月末現在）



（一社）北海道建設業協会
1916年10月設立

会長 岩田 圭 剛

〒 060-0004 札幌市中央区北4条西3-1
TEL 011-261-6184 FAX 011-251-2305



（一社）茨城県建設業協会
1956年 7月設立

会長 石津 健 光

〒 310-0062 水戸市大町3-1-2 2
TEL 029-221-5126 FAX 029-225-1158



（一社）青森県建設業協会
1955年 4月設立

会長 鹿内 雄 二

〒 030-0803 青森市安方2-9-1 3
TEL 017-722-7611 FAX 017-722-7617



（一社）栃木県建設業協会
1923年 1月設立

会長 谷 黒 克 守

〒 321-0933 宇都宮市築瀬町1 9 5 8 - 1
TEL 028-639-2611 FAX 028-639-2985



（一社）岩手県建設業協会
1948年 2月設立

会長 向 井 田 岳

〒 020-0873 盛岡市松尾町1 7 - 9
TEL 019-653-6111 FAX 019-653-6113



（一社）群馬県建設業協会
1948年 4月設立

会長 青 柳 剛

〒 371-0846 前橋市元総社町2-5-3
TEL 027-252-1666 FAX 027-252-1993



（一社）宮城県建設業協会
1948年 1月設立

会長 千 葉 嘉 春

〒 980-0824 仙台市青葉区支倉町2-4 8
TEL 022-262-2211 FAX 022-263-7059



（一社）埼玉県建設業協会
1950年 8月設立

会長 伊 田 登 喜 三 郎

〒 336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7
TEL 048-861-5111 FAX 048-861-5376



（一社）秋田県建設業協会
1933年 9月設立

会長 村 岡 淑 郎

〒 010-0951 秋田市山王4-3-1 0
TEL 018-823-5495 FAX 018-865-2306



（一社）千葉県建設業協会
1986年 6月設立

会長 畔 蒜 毅

〒 260-0024 千葉市中央区中央港1-1 3-1
TEL 043-246-7624 FAX 043-246-9855



（一社）山形県建設業協会
1948年 2月設立

会長 澁 谷 忠 昌

〒 990-0024 山形市あさひ町1 8 - 2 5
TEL 023-641-0328 FAX 023-624-7391



（一社）東京建設業協会
1948年 2月設立

会長 今 井 雅 則

〒 104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1
TEL 03-3552-5656 FAX 03-3555-2170



（一社）福島県建設業協会
1948年 2月設立

会長 長 谷 川 浩 一

〒 960-8061 福島市五月町4-2 5
TEL 024-521-0244 FAX 024-522-4513



（一社）神奈川県建設業協会
1959年 6月設立

会長 松 尾 文 明

〒 231-0011 横浜市中区太田町2-2 2
TEL 045-201-8451 FAX 045-201-2767



(一社) 山梨県建設業協会
1961年 7月設立

会長 浅野 正一

〒 400-0031 甲府市丸の内 1-13-7
TEL 055-235-4421 FAX 055-233-9572



(一社) 富山県建設業協会
1948年 3月設立

会長 竹内 茂

〒 930-0094 富山市安住町 3-1-4
TEL 076-432-5576 FAX 076-432-5579



(一社) 新潟県建設業協会
1948年 1月設立

会長 植木 義明

〒 950-0965 新潟市中央区新光町 7-5
TEL 025-285-7111 FAX 025-285-7119



(一社) 石川県建設業協会
1948年 2月設立

会長 平 櫻 保

〒 921-8036 金沢市弥生 2-1-23
TEL 076-242-1161 FAX 076-241-9258



(一社) 長野県建設業協会
1953年 6月設立

会長 木下 修

〒 380-0824 長野市南石堂町 1 2 3 0
TEL 026-228-7200 FAX 026-224-3061



(一社) 福井県建設業協会
1960年11月設立

会長 坂川 進

〒 910-0854 福井市御幸 3-10-15
TEL 0776-24-1184 FAX 0776-27-3003



(一社) 岐阜県建設業協会
1957年10月設立

会長 久保田 一成

〒 500-8502 岐阜市藪田東 1-2-2
TEL 058-273-3344 FAX 058-273-3138



(一社) 滋賀県建設業協会
1949年11月設立

会長 桑原 勝良

〒 520-0801 大津市におの浜 1-1-18
TEL 077-522-3232 FAX 077-522-7743



(一社) 静岡県建設業協会
1948年 2月設立

会長 石井 源一

〒 420-0857 静岡市葵区御幸町 9-9
TEL 054-255-0234 FAX 054-255-5590



(一社) 京都府建設業協会
1948年 3月設立

会長 小崎 学

〒 604-0944 京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町 6 4 5
TEL 075-231-4161 FAX 075-241-3128



(一社) 愛知県建設業協会
1949年12月設立

会長 藤本 和久

〒 460-0008 名古屋市中区栄 3-28-21
TEL 052-242-4191 FAX 052-242-4194



(一社) 大阪建設業協会
1908年 2月設立

会長 蔦田 守弘

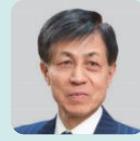
〒 540-0031 大阪市中央区北浜東 1-3-0
TEL 06-6941-4821 FAX 06-6941-8767



(一社) 三重県建設業協会
1949年 8月設立

会長 山野 稔

〒 514-0003 津市桜橋 2-177-2
TEL 059-224-4116 FAX 059-228-6143



(一社) 兵庫県建設業協会
1919年 4月設立

会長 松田 隆

〒 651-2277 神戸市西区美賀多台 1-1-2
TEL 078-997-2300 FAX 078-997-2307



(一社) 奈良県建設業協会
1972年11月設立

会長 山上 雄平

〒 630-8241 奈良市高天町 5 - 1
TEL 0742-22-3338 FAX 0742-23-9121



(一社) 香川県建設業協会
1948年 4月設立

会長 森田 紘一

〒 760-0026 高松市磨屋町 6 - 4
TEL 087-851-7919 FAX 087-821-4079



(一社) 和歌山県建設業協会
1954年 5月設立

会長 中井 賢次

〒 640-8262 和歌山市湊通丁北1-1-8
TEL 073-436-5611 FAX 073-436-2567



(一社) 徳島県建設業協会
1951年 5月設立

会長 川原 哲博

〒 770-0931 徳島市富田浜 2 - 1 0
TEL 088-622-3113 FAX 088-652-7609



(一社) 鳥取県建設業協会
1948年 4月設立

会長 由宇 正実

〒 680-0022 鳥取市西町 2 - 3 1 0
TEL 0857-24-2281 FAX 0857-24-2283



(一社) 愛媛県建設業協会
1955年 8月設立

会長 久保 陽生

〒 790-0903 松山市二番町 4 - 4 - 4
TEL 089-943-5324 FAX 089-933-0168



(一社) 島根県建設業協会
1948年 2月設立

会長 中筋 豊通

〒 690-0048 松江市西塚島 1 - 3 - 1 7
TEL 0852-21-9004 FAX 0852-31-2166



(一社) 高知県建設業協会
1947年 9月設立

会長 吉村 文次

〒 780-0870 高知市本町 4 - 2 - 1 5
TEL 088-822-6181 FAX 088-823-5662



(一社) 岡山県建設業協会
1949年10月設立

会長 荒木 雷太

〒 700-0827 岡山市北区平和町 5 - 1 0
TEL 086-225-4131 FAX 086-225-5388



(一社) 福岡県建設業協会
1948年 1月設立

会長 松本 優三

〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東 3 - 14 - 18
TEL 092-477-6731 FAX 092-477-6740



(一社) 広島県建設工業協会
1956年 4月設立

会長 檜山 典英

〒 730-0012 広島市中区上八丁堀 8 - 2 3
TEL 082-511-1430 FAX 082-511-1431



(一社) 佐賀県建設業協会
1948年 4月設立

会長 松尾 哲吾

〒 840-0041 佐賀市城内 2 - 2 - 3 7
TEL 0952-23-3117 FAX 0952-24-9751



(一社) 山口県建設業協会
1950年 7月設立

会長 井森 浩視

〒 753-0074 山口市中央 4 - 5 - 1 6
TEL 083-922-0857 FAX 083-923-7101



(一社) 長崎県建設業協会
1961年 6月設立

会長 谷村 隆三

〒 850-0874 長崎市魚の町 3 - 3 3
TEL 095-826-2285 FAX 095-826-2289



(一社) 熊本県建設業協会
1963年 9月設立

会長 土井 建

〒 862-0976 熊本市中央区九品寺4-6-4
TEL 096-366-5111 FAX 096-363-1192



(一社) 鹿児島県建設業協会
1961年 7月設立

会長 藤田 護

〒 890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10
TEL 099-257-9211 FAX 099-257-9214



(一社) 大分県建設業協会
1948年 4月設立

会長 友岡 孝幸

〒 870-0046 大分市荷揚町4-28
TEL 097-536-4800 FAX 097-534-5828



(一社) 沖縄県建設業協会
1949年 5月設立

会長 津波 達也

〒 901-2131 浦添市牧港5-6-8
TEL 098-876-5211 FAX 098-870-4565



(一社) 宮崎県建設業協会
1948年 3月設立

会長 藤元 建二

〒 880-0805 宮崎市橋通東2-9-19
TEL 0985-22-7171 FAX 0985-23-6798

賛助会員 (2020年6月末現在)

東日本建設業保証株式会社

社長 原田 保夫

〒 104-8438 東京都中央区八丁堀2-27-10
TEL 03-3552-7520 FAX 03-3552-7535

北海道建設業信用保証株式会社

社長 吉田 義一

〒 060-0004 札幌市中央区北4条西3-1
TEL 011-221-2092 FAX 011-222-7148

西日本建設業保証株式会社

社長 小池 一郎

〒 550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2
TEL 06-6543-2553 FAX 06-6543-3433

公益財団法人建設業福祉共済団

理事長 茂木 繁

〒 105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8
TEL 03-3591-8451 FAX 03-3591-8474

建設業の現状と全建会員数

わが国の建設投資は、1992年度の84兆円をピークに長期減少傾向が続き、2010年度は約41兆円と半分程度にまで減少しましたが、その後増加に転じ、2019年度は約56兆円と、現在の投資額はピーク時の7割弱になっています。ただ、2020年の新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより今後、民間建設投資の減少が懸念されています。

建設投資の低迷が長引いた影響で、建設業許可業者数は、1999年度末の60万業者をピークに下降線をたどり、2017年度末には約46.5万業者に減少しています。建設業就業者数も同様に、1997年平均の約685万人から2017年平均で約498万人にまで落ちこんでおり、約500万人の水準が続いています。加えて、建設業は就業者数のうち55歳以上が約3割を占める一方、29歳以下は約1割にとどまり、全産業を大幅に上回るペースで高齢化が進行しています。国内総生産の5.7%・全産業就業者数の約7.5%を

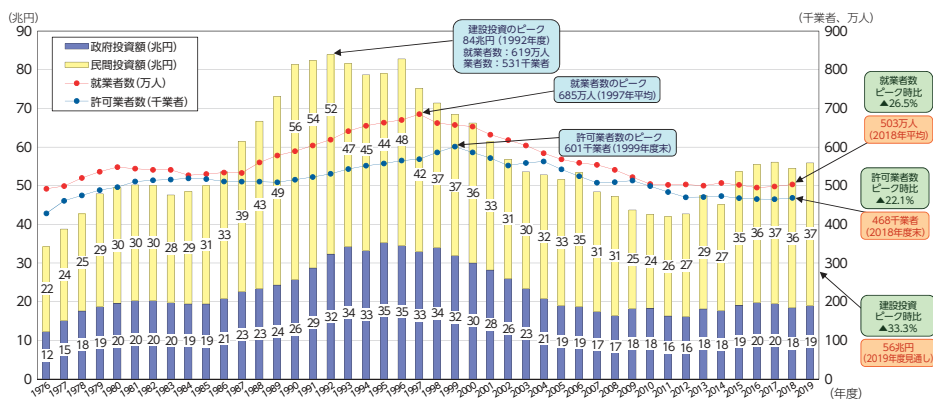
占める地域の基幹産業である建設業が、今後も強靱な国土づくりをはじめ地域経済の活性化、地方創生を確実に推進するためには、経営基盤の健全化を図り、担い手や機材を維持するのに必要な事業量を確保することが不可欠です。全建と都道府県協会は毎年、ブロックごとに国土交通省等と懇談会を設け、適切な公共事業関係費の確保、実勢価格や施工実態を考慮した予定価格の設定等の要望を行っています。

本会傘下協会の会員数は、2020年6月末現在で18,866（企業数は18,531社）であり、そのうち法人企業は18,120社（全体の97.8%）、個人企業411社（同2.2%）であり、法人企業で資本金10億円以上は105社（同0.6%）、同1億円以上10億円未満が474社（同2.6%）同5,000万円以上1億円未満が1,986社（同11.0%）、同1,000万以上5,000万円未満が14,128社（同78.0%）、同1,000万円未満が1,427社（同7.8%）となっています。

都道府県建設業協会の会員数（2020年6月末現在）

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉
671	179	534	261	265	272	240	547	336	275	404	500
東京	神奈川	山梨	新潟	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	富山	石川	福井
277	459	267	413	487	538	470	156	405	534	209	535
滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	香川
420	230	100	664	657	613	274	408	644	89	536	225
徳島	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	合計
401	507	456	108	171	372	700	513	480	715	349	18,866

建設投資、許可業者数および就業者数の推移



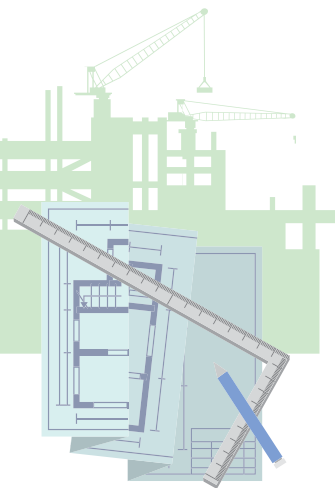
出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」
 注1 投資額については2016年度まで実績、2017年度・2018年度は見込み、2019年度は見通し
 注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値
 注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口を過及推計した値
 注4 平成27年（2015年）産業連関表の公表に伴い、2015年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、2011年以降の投資額を過及改定している

地域建設業の役割

全建会員企業は、わが国の社会資本整備の主役として活躍し、地域の基幹産業として地域経済の発展並びに雇用の維持に大きく貢献しています。

また、地域の安全・安心を守るという地域建設業の社会的責任を果たすため、台風、地震、豪雨・豪雪等の災害時における応急復旧・復興活動を行うとともに、環境美化・保全活動、地域住民とのふれあい活動等さまざまな社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。

地域活性化、地域創生の重要なプレイヤーとして、発注者、行政はじめ関係者の理解を得つつ、地域建設業に果たすべき社会的役割をこれからも地域で担い続けていきます。



住宅・社会資本の形成を担う「国土形成産業」としての役割

建設業は、住宅やオフィスビル、学校をはじめとする公共施設、国民の生活と経済活動の基盤である道路、橋、堤防などの土木構造物の建設、維持管理の担い手として、わが国の地域づくり、国土づくりを行っていくという「国土形成産業」の役割を担っています。

他産業との大きな違いは、仕事を1件1件受注する個別生産であることです。製造業の場合は、一つの製品を工場で大規模生産し、価格も自ら設定できます。一方建設業は、生産活動に着手する前に価格を決め、発注者の要望通りの品質や機能を備えた構造物、建物を一品生産で提供します。さらに生産工程にはさまざまな専門工事が協力会社として参画しており、全体をコーディネートしているのが、総合建設会社です。

多くの人々は、日ごろ使っている道路や橋、建物が、誰によってどの様につくられたのかほとんど意識することはないかもしれません。建設業は、そうした構造物、建物をつくり、しっかりと社会を支えています。



経済活動の基盤インフラとなる道路ネットワーク。首都圏では、国土交通省、東京都、千葉県、NEXCOが共同で東京外環自動車道の整備を順次進めています。
(東京・三鷹市周辺)



ダムは洪水の防止、水力発電などの治水、利水で重要な機能を担っています。近年は、気候変動の影響を考慮した貯水量の増加や再生可能エネルギー利用の拡大などの観点から、既存ダムの再生事業が各地で行われています。
(島根・浜田ダム再生事業)



住宅の新築やリフォームでは、お客さまのニーズに対応した最適な住まいづくりを提案します。



国土交通省が提唱する「i-Construction」に呼応し、マシンコントロール建機をはじめとするICT施工の導入が進んでいます。



神奈川県海老名市から静岡県を経由し愛知県豊田市へ至る新東名高速道路はすでに静岡区間の大部分は開通し、2023年度の全線開通に向け工事が進行中です。



東日本大震災の津波で甚大な被害を受けた三陸沿岸部では、居住地の高台移転と合わせ、巨大津波に耐える大規模な防潮堤の整備が進められています。(岩手県釜石市)



「地域危機管理産業」としての役割

日本はここ 20 数年来、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震などの大規模地震に見舞われております。また地球温暖化の影響と見られる記録的な豪雨、台風が毎年のように各地を襲い、甚大な被害をもたらしています。

鳥インフルエンザやCSF（豚コレラ）などの家畜伝染病も相次ぎ、養鶏・畜産業の脅威となっています。

凶暴化する自然災害や伝染力の高い鳥インフルエンザなどに対する防災・減災は政策的にも最優先される喫緊の課題で、建設産業は「地域危機管理産業」として、日ごろから地域の安全・安心を守るという使命感、責任感を持って活動しています。そしてひとたび災害が発生すれば、いち早く現場に駆けつけ、最前線での緊急対応、復旧・復興活動に従事する役割を担っています。

2011年3月 東日本大震災での災害復旧活動

東北地区では建設業協会の会員企業 70%が被災する中、人命救助、道路の応急復旧、がれき撤去などの復旧活動を即座に実施しました。

(岩手県建設業協会、宮城県建設業協会、福島県建設業協会 ほか)

自衛隊による不明者捜索に協力する地元建設企業の重機(宮古市)



2018年9月 北海道胆振東部地震

2018年9月に発生した北海道胆振東部地震では、道路路面変状による段差や河川堤防の亀裂、液状化被害などが発生しました。北海道建設業協会会員企業は、道路等の土砂やがれきの撤去や応急復旧、パトロール、避難所支援など様々な災害支援活動に尽力しました。また、厚真町では大規模崩落が発生。室蘭建設業協会の会員企業が建設機械（バックホー等）を集結し、土砂の撤去・運搬作業を実施しました。

(室蘭建設業協会)



土砂撤去作業

2019年10月 房総半島台風・東日本台風災害の復旧活動

千葉県を立て続けに襲った記録的な大型台風により、県内各地で道路や住宅が甚大な被害を受けました。千葉県建設業協会は道路啓開、倒木処理や崩壊個所の応急復旧作業のみならず、強風で被災した住宅等にブルーシートを張る作業も行う等、各地で応急活動に奔走しました。(千葉県建設業協会)



被災した住宅の屋根にブルーシートを設置



崩壊した法面の応急復旧作業

2020年7月 令和2年7月豪雨災害

熊本県建設業協会の会員企業は令和2年7月豪雨により決壊した現場にいち早く駆けつけ、昼夜を問わず24時間体制で復旧工事を実施し、早期に復旧させました。建設業者は、災害時にも地域の守り手としての重要な役割を担っています。(熊本県建設業協会)



迅速に被災箇所を復旧

防疫活動

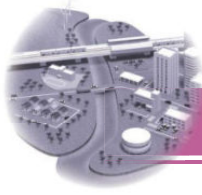
鳥インフルエンザやCSF（豚熱、豚コレラ）などの家畜伝染病は、伝染力が強く、世界中の養鶏・畜産業の脅威となっています。発生した場合は、直ちに鶏舎・畜舎および周辺の消毒、鶏・家畜の埋設処分などを行い、地域の経済を守り支える必要があります。2020年初頭に沖縄県で発生したCSFでは、埋却地の掘削、豚の積み込み・運搬、埋却、消毒作業などを沖縄県建設業協会は24時間体制で実施。CSFの感染拡大防止に全力を尽くしました。(沖縄県建設業協会)



豚舎からの運搬を支援



埋却溝を掘削



地域活性化・地方創生の主体としての「事業提案・創造産業」としての役割

少子高齢社会を迎えた現在、多くの地方都市で人口減少が急速に進んでいます。人口減少は、公共サービス・商業サービスの縮小、空き家の増加、雇用機会の喪失など地域経済や人々の生活にさまざまな影響をもたらし、地域の活力が停滞する大きな原因となっています。そこで暮らす地域の特性を熟知している地域建設業は、「事業提案・創造産業」として、地域の現況を踏まえた効率的で地域特性に合ったインフラ整備を提案し、地域活性化、地方再生に貢献しています。

地域活性化への取り組み事例

「レンガに刻む私のまち」記念事業の実施

札幌建設業協会と北海道建設業協会は、2016年に創立100周年を迎えたのを記念して、「レンガに刻む私のまち」事業を共同で実施しました。同事業は、道内市町村のPRと、子どもたちのまちづくりやものづくりへの興味を高めることを目的に企画され、179市町村の小学生にそれぞれまちの名前やシンボルをレンガに刻んでもらい、観光名所の北海道庁前庭に敷設しました。使用された13,500個のレンガのうち2,000個が小学生が刻んだデザインレンガで、北海道庁の赤レンガ庁舎の魅力が、さらに高まると期待されています。(札幌建設業協会)

小学生によるデザインレンガ制作の様子



北海道庁前庭のレンガ舗装

産官学共同プロジェクト サケの産卵環境を回復



掘削水路造成前 掘削水路造成後

北海道の豊平川は、都市部にありながらサケの遡上が見られる世界でも貴重な川ですが、近年土砂の堆積等によりサケの産卵に適した河川環境が減少していました。地元建設業者は河川環境を改善させることを目的とした産官学共同プロジェクトに参加し、掘削水路を造成等を担当。その後、造成した水路区間で多くのサケ産卵床が確認されました。環境保全活動によっても地域を守る建設業としての役割をはたしています。

キャンプ場の再生



静岡県掛川市の最北端にある明ヶ島キャンプ場は、過疎化や2013年の台風被害で経営が困難となり、2014年に閉鎖されていました。地元の建設会社は、荒廃していたこのキャンプ場の再整備と管理運営に名乗りを上げ、吊り橋やコテージ、管理棟等を改修し地域の活性化に貢献しています。



人を育て、雇用を守る「人財育成産業」としての役割

地域活性化、地域創生を実現するためには、若者がその地域で就業し、技術・技能を磨きながら安定した生活を送れる環境の整備が不可欠です。

特に地方ではこれまで、建設業が地域の「人財育成産業」としてふるさとで雇用の場を提供し、人材の育成に取り組んでいます。働き方改革が叫ばれている昨今、労働災害の撲滅はもちろん、仕事と家庭、地域社会生活のバランスのとれた働き方や明確なキャリアパスの提示、人生設計が可能な処遇など、魅力ある職場づくりを進めています。



新卒採用に向けた企業説明
(熊本県建設業協会芦北支部)



除雪業務の担い手育成塾
(滋賀県建設業協会伊香支部)



地域経済を支える「地域基幹産業」としての役割

建設業は、地域社会と共生し、経済、雇用を支える「地域基幹産業」です。地域経済に占める建設業の役割は高く、他産業の活動や生産に波及効果をもたらしています。協力企業や周辺企業との取引が継続されることで、大きな経済効果が確保できることとなります。公共施設・インフラの維持・保全、降雪時の除雪や災害時の道路啓開による交通・物流の確保は、他産業の円滑な経済活動にも貢献しています。

日本は、日本海側を中心に国土の約半分が豪雪地帯に指定されています。大雪は交通・物流を停滞させ、地域経済にダメージを与えます。雪が積もると、どこまでが道路かわからず、縁石やマンホールなどの障害物も埋まり、非常に危険です。時には地域が孤立し、緊急車両も通行できず、人々の暮らしを脅かすこともあります。そうした際、除雪の主體的な役割を担っているのも地域の建設業です。豪雪地帯の建設会社は、早急に除雪に出動できる体制を整えており、除雪により車両交通、物資の輸送が確保され、地域の安全、安心な生活が維持されています。



深夜の除雪作業
(坂井郡建設業協会)

各地で行われている社会貢献活動

近年、「CSR（企業の社会的責任）」が企業評価の重要な指標となっています。CSRは、企業活動のプロセスに経済性や法令順守、環境への配慮、社会的倫理性などを組み込み、さまざまなステークホルダーに対する社会的責任を果たすことにより、社会からの信頼を高め、事業を継続的に発展させる活動です。

本会を構成する47都道府県建設業協会と会員企業は、地域の基幹産業である建設業の社会的責任と使命を強く認識し、「国土の保全」や「地域の安全・防災」のほかにも地域経済の活性化、環境美化、建設業のイメージアップなどの社会貢献活動に取り組んでいます。

環境美化・保全活動

各都道府県建設業協会では、地域の道路や河川を清潔に保ち、人々に気持ちよく利用していただくため、清掃、除草などの環境美化・保全活動を行っています。



河川環境美化活動
(山口県建設業協玖珂支部)



「桂川流域クリーン大作戦」
(京都府建設業協会京都支部)

建設業ふれあい活動

建設業の魅力や役割を広く理解していただくため全国各地で建設をテーマにしたフェアや現場見学会、高校生等を対象にした建設技術実習などさまざまなイベントが実施されています。



「小学生の見た建設の絵」コンクール (羽咋郡市建設業協会)

建設業イメージアップ・広報活動

地域の建設業は、道路、橋、堤防、住宅、学校などの構造物や建物の建設、維持・保全に努め、人々が安全、安心に暮らせる環境整備に努めています。そうした建設業の役割や魅力などを発信し建設業に対する理解を深めていただくとともに、多くの若者に生涯を託せる仕事として建設業を選んでもらえるよう、各建設業協会はイメージアップ活動や啓発活動に取り組んでいます。

「毎日が誇りまみれ。」の標語で建設業の魅力発信 (秋田県仙北建設業協会)



年間の主な行事／頒布図書・印刷物一覧

年間の主な行事

- ・正副会長会議（随時）
- ・理事会（随時）
- ・定時総会（5月）
- ・全建表彰（5月）
- ・叙勲祝賀会（春・秋）
- ・褒章祝賀会（春・秋）
- ・建設業社会貢献活動推進月間中央行事（7月）
- ・協議員会（年2回）
- ・慰霊法要（9月）
- ・地域懇談会・ブロック会議（10月）
- ・全国会長会議（11月）
- ・全国建設労働問題連絡協議会（11月）
- ・技術研究発表会（11月）
- ・新年賀詞交換会（1月）
- ・建設現場（施設）見学会（2月）
- ・全国専務・事務局長会議（3月）
- ・関係諸団体との連絡会（随時）

定時総会



建設業社会貢献活動
推進月間中央行事



ブロック会議



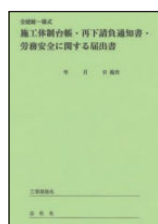
建設現場見学会



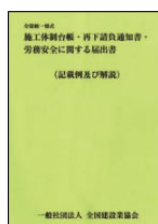
頒布図書・印刷物一覧



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧

- ①全建ジャーナル
- ②全建統一様式 様式集
- ③全建統一様式 記載例及び解説
- ④守っていますか？現場の安全！
- ⑤私たち建設業に求められる『体制』と『資格』
- ⑥Q&A建設廃棄物処理とリサイクル（改訂新版）
- ⑦アスベスト除去作業チェックリスト（ポスター）
- ⑧全建災害対策行動指針－災害から地域を守る建設業として－